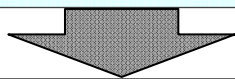


平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置について

背景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。

今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。



現状

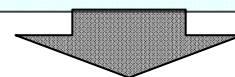
外国語活動（小学校）、武道必修化（中学校）等の対応のため「新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3カ年計画」（平成21年度から23年度）に基づき、総額約2,459億円の地方交付税措置を講じてきたが、移行期間中の教材費決算額は増加しつつも、各地方団体ごとの決算額にばらつきが見られる。

<決算額（全国ベース）（小・中学校）>

平成20年度 約568億円

平成21年度 約586億円（前年度比3.1%増）

1校当たりの教材費（県別合計）の最高と最低では、約7.8倍の開きがある。



「教材整備緊急3カ年計画」に基づく地方財政措置や国の補正予算等を活用し、各地方自治体において、新学習指導要領（平成20年改訂）等に対応した教材整備が推進されていると認識しているが、今後においても、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備が実施、促進されることが求められている。



対応

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」

平成24年度から33年度までの10年間



年次計画額

単年度措置額（普通交付税）約800億円（10カ年総額 約8,000億円）

（小学校：約500億円、中学校：約260億円、特別支援学校：約40億円）

積算内容

「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。

- （1）既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
- （2）新学習指導要領に対応するため、外国語活動（小学校）、武道の必修化（中学校）及び和楽器整備等（中学校）の整備に必要な経費
- （3）特別支援教育の指導に必要な経費
- （4）少額理科教材（理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの）
- （5）技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等

